

建築士事務所の監督処分等の基準

1 趣旨

本基準は、和歌山県知事の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者に対して、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消し」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定による戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定による処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、別表第 1 に掲げる処分事由に対応する処分等の基準を基本に、下記 (2) 及び (3) を勘案して決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（別表第 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分等に該当する処分事由に基づき処分等を決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分等に加重して処分等を決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなして処分等を決定することができる。

(3) 個別事情による処分等の加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、行為者の意識や是正対応、社会的影響等の個別事情を勘案し、処分等を加重又は軽減することができる。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書注意にあっては、2 年を経過しないものに限る。）の履歴のある建築士事務所の開設者等に対しては、別表第 2 の基準に従い処分等の決定を行うものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は、送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取り扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 附則

この基準は平成30年3月19日から施行する。

別表第1

処分根拠条文		処分事由の 対象者	処分事由	関係条項	処分等の基準
法第26条 第1項	第1号	開設者	①虚偽・不正事務所登録		登録取消し
	第2号	開設者	②絶対的登録拒否事由該当	23の4①	
	第3号	開設者	③廃業届出義務違反	23の7	
法第26条 第2項	第1号	開設者	④契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3 ①～④	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
			⑥名義貸し	24の2	
			⑦再委託の制限違反	24の3	
			⑧事務所の帳簿不作成・不保存	24の4	
			⑨事務所標識非掲示	24の5	
			⑩業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	
			⑪重要事項説明義務違反	24の7	
			⑫業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	
	第2号	開設者	⑬相対的登録拒否事由該当	23の4②	戒告、閉鎖又は登録取消し
	第3号	開設者	⑭事務所変更届懈怠・虚偽報告	23の5 ①②	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
	第4号	管理建築士	⑮管理建築士懲戒処分	10①	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
	第5号	所属建築士	⑯所属建築士懲戒処分	10①	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書注意、戒告又は閉鎖
	第6号	管理建築士	⑰管理建築士の業務範囲逸脱	3① 3の2①③	管理建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
第7号	所属建築士	⑱所属建築士の業務範囲逸脱	3① 3の2①③	所属建築士に対して行われる懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、戒告又は閉鎖	
第8号	建築士事務所に所属する建築士でない者	⑲無資格者の業務範囲逸脱	3 3の2 3の3	戒告又は閉鎖	
第9号	開設者又は管理建築士	⑳事務所閉鎖処分違反	26②	建築士事務所の開設者である建築士又は管理建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分	
		㉑事務所報告、検査義務違反	26の2①		
第10号	開設者	㉒業務に関する不正行為		文書注意、戒告、閉鎖又は登録取消し	

別表第 2

別表第 1 の基準による処分等の内容	処分等の基準	
1 文書注意	(1)過去に一度処分等を受けているとき	戒告
	(2)過去に二度以上処分等を受けているとき	閉鎖
2 戒告	(1)過去に一度処分等を受けているとき	3 月以内の閉鎖
	(2)過去に二度以上処分等を受けているとき	3 月以上 1 年以内の閉鎖又は登録取消し
3 閉鎖	相当である閉鎖期間に 3 月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録取消し	